

判決年月日	平成 2 6 年 7 月 9 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 5 年（行ケ）第 1 0 3 1 0 号		
○名称を「付箋」とする考案についての実用新案無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟において、審決のした、①引用考案が本件考案の構成を有しないとした判断、②引用考案の本件出願前の公知性、公用性を否定した判断のいずれも誤りであるとして、審決を取り消した事例。			

（関連条文） 実用新案法3条1項1号，2号

（関連する権利番号等） 無効2012－400004号，実用新案登録第3139191号

1 事案の概要

本件は、名称を「付箋」とする考案についての実用新案登録無効審判請求の不成立審決に対する取消訴訟である。

争点は、考案についての新規性の有無であり、具体的には、①被告が製造発注した付箋紙束（甲1対象品及び甲2対象品）が、本件考案1の構成を備えていたか否か、②甲1及び甲2製品（それぞれ、甲1及び2の写真及び付箋仕様書により特定される付箋紙束の製品）は、本件出願前に、被告がA社に対して製造を発注し、各所に納品されたかという点である。

審決は、上記②について、甲1及び甲2製品は、本件出願前に製造、販売、納品していたとは認められないとし、上記①について、本件考案1は、「付箋紙の積重ね層の中間部分に位置している色の付箋紙だけを剥離しても、他の付箋紙が分離してばらばらになることのないように、個々の上記付箋紙束が、多数枚の上記付箋紙の端縁の集まりによって形成されている上記付箋紙束の面状の端面に剥離可能に接合された帯状の連結材によって連結されている」（以下「本件連結構成」という。）のに対し、甲1及び甲2製品に示された考案（甲1及び甲2考案）は、この点につき明らかでなく、本件連結構成を認めることはできないとして、甲1及び甲2考案と本件考案1との同一性を否定した。

原告は、審決の上記①及び②の判断にはいずれも誤りがあると主張した。

2 判断

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

（1） 甲1及び甲2対象品と本件考案1との同一性について

「技術的效果証明写真及び係争付箋紙の機能説明用DVDによれば、甲1及び甲2対象品を各々構成する一塊となった4色組付箋紙束が実験に用いられて」おり、これにより、「甲1及び甲2対象品の4色付箋紙束ブロックは、各色の付箋紙束の一端の端面に跨って剥離可能に接合された膜状の層によって、各色の付箋紙束が一端にて連結されることで、中間部分に位置している色の付箋紙を剥離しても、残った付箋紙が分離してばらばらにならない構成を有する」ものと認められ、本件連結構成を有するとし、甲1及び甲2対象品と本件考案1との同一性を認めた。

（2） 甲1及び甲2対象品と同一構成を有する製品の公知性、公用性について

各証拠に基づき、「甲1及び甲2製品は、甲1及び2対象品と同一構造を有する同一の製品であって、これらは、被告の発注によりA社において製作され、甲2製品については、平成15年9月9日から平成16年8月23日までを売上日として各所に納品され、甲1製品については、平成16年2月12日から平成22年11月11日までを売上日として被告のデリバリーセンターに納品されたものと認められる。そうすると、甲1及び甲2製品の4色付箋紙束ブロックは、いずれも、本件出願前に被告からA社に製造発注がなされ、各納品先に納品されたものであり、同ブロックに開示された甲1考案及び甲2考案は、公然と知られ、あるいは、公然実施されたものと認められる。」

とした。

(3) まとめ

「甲 1 考案及び甲 2 考案が、本件出願前に日本国内又は外国において公然知られた考案及び公然実施された考案ではないとし、甲 1 考案及び甲 2 考案が本件考案 1 の構成を有しないとした審決の判断には誤りがある。そして、本件考案 2 ないし 4 に関する判断は、上記を前提としてなされたものであるから、その認定判断も誤りがある。」